

	鳥取県公報	令和 8 年 7 月 21 日（火） 第 9 8 0 8 号
		毎週火・金曜日発行
目次 ◇ 告 示 県統計調査の実施（427）（通商物流課）・・・・・・・・・・ 2 保安林の指定施業要件の変更予定（2 件）（428・429）（森林づくり推進課）・・・・・・ 2 公共測量の終了（3 件）（430～432）（県土総務課）・・・・・・・・・・ 3 廃川敷地等の発生（433）（河川課）・・・・・・・・・・ 4 指定障害児通所支援事業の廃止の届出（434）（西部総合事務所県民福祉局）・・・・・・ 4 指定障害福祉サービス事業の廃止の届出（435）（Ⅱ）・・・・・・・・・・ 5 会計管理者の権限に属する事務の一部の委任（436）（会計指導課）・・・・・・・・・・ 5 ◇ 選管告示 鳥取市長選挙における当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決（31）・・・・・・ 5		

告 示

鳥取県告示第427号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年7月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調査の名称
県内企業海外展開状況調査
- 2 調査の目的
鳥取県内の企業に対し、海外展開の現状及び課題並びに今後の意向等を把握し、県内貿易支援機関による有効な海外展開の支援の実施に必要な基礎情報資料を得ることを目的とする。
- 3 調査対象の範囲
県内全域の事業所
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 輸出及び輸入の実績並びに今後の計画
 - イ 海外展開の実績及び今後の計画
 - ウ 貿易及び海外進出・展開における課題
 - エ 境港の利用
 - オ 世界情勢の変動による貿易取引への影響
 - (2) その基準となる期日又は期間
令和8年7月末日時点とする。ただし、(1)のア（輸出及び輸入の実績に関する事項に限る。）については令和7年1月1日から同年12月31日までとする。
- 5 報告を求める者
過去に鳥取県が実施した県内企業海外展開状況調査等で海外展開を行っている又は検討していると回答した事業所のうち、海外展開を行っている又は行うことができると見込まれる事業所から抽出した約700事業所
- 6 報告を求めるために用いる方法
調査対象者に対して調査票を郵送し、調査票を鳥取県に返送させる方法、鳥取県のホームページから調査票をダウンロードし電子メールで返信させる方法又はとっとり電子申請システムにより回答させる方法
- 7 報告を求める期間
令和8年8月上旬から同年9月4日まで
- 8 調査票情報の保存期間
5年間
- 9 結果の公表方法
鳥取県のホームページで公表する。

鳥取県告示第428号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和8年7月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
鳥取市河内字池淵1459の1
- 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第429号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和8年7月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市河内字安蔵1461の6、1461の19

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第430号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、米子市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年7月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 作業種類 公共測量（基準点測量）

2 作業地域 米子市上福原五丁目

3 終了年月日 令和8年3月13日

鳥取県告示第431号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、米子市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定によ

り告示する。

令和8年7月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量、地形測量及び応用測量）
- 2 作業地域 米子市彦名町
- 3 終了年月日 令和8年3月16日

鳥取県告示第432号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、鳥取県鳥取県土整備事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年7月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域 鳥取市河原町北村
- 3 終了年月日 令和8年3月17日

鳥取県告示第433号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部河川港湾局河川課及び鳥取県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和8年7月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 河川の名称
一級河川千代川水系湖山川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
令和8年7月21日
- 3 廃川敷地等の位置
鳥取市賀露町南六丁目991－2
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 9.49平方メートル
- 5 河川法施行法（昭和39年法律第168号）第18条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法（明治29年法律第71号）第44条ただし書の規定により、この廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3月以内に鳥取県知事に下付の申請をしなければならない。

鳥取県告示第434号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者から障害児通所支援事業を廃止する旨の届出があったので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり告示する。

令和8年7月21日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 す み 子

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害児通所支援事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害児通所支援事業を行っていた事業所の所在地	障害児通所支援事業の種類	廃止年月日
合同会社か けはし	米子市新開七丁 目3－27	米子S．D．Iスクー ル	米子市西福原七丁目11 －36	児 童 発 達 支 援、保 育 所 等	令和8年8月 6日

				訪問支援	
--	--	--	--	------	--

鳥取県告示第435号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和8年7月21日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 す み 子

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
株式会社ビジュアルビジョン	埼玉県上尾市上町一丁目1-14	けあビジョンホーム境港訪問介護	境港市外江町2225-1	居宅介護	令和8年8月1日

鳥取県告示第436号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

令和8年7月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 委任させた事務
公用車任意保険に係る保険金の収納に関する事務
- 委任を受けた出納員
鳥取県総務部総合事務センター庶務集中課
課長補佐 松本 千恵
- 委任期間
令和8年7月10日から令和9年3月31日まで

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第31号

令和8年4月26日付けで鹿児島県薩摩川内市平佐町1丁目13番地トラスト川内カルディオ101号永井豪から提起された同年3月29日執行の鳥取市長選挙における当選の効力に関する審査申立てについて、同年7月9日付けで次のとおり裁決したので、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第215条の規定により告示する。

令和8年7月21日

鳥取県選挙管理委員会委員長 藤 村 実 千 子

裁 決 書

審査申立人

鹿児島県薩摩川内市平佐町一丁目13番地
トラスト川内カルディオ101号
永 井 豪

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から、令和8年4月26日付けで提起された同年3月29日執行の鳥取市長選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査申立てを却下する。

審査申立ての要旨

申立人は、法第206条第1項に基づき本件選挙の当選の効力に関し、鳥取市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対して異議の申出をしたところ、市委員会は令和8年4月23日付けでこの異議の申出を却下するとの決定（以下「原決定」という。）を行った。

申立人は、この決定を不服として、当委員会に対し、原決定を取り消し、本件選挙における当選人深澤義彦の当選を無効とする旨の裁決を求めて、本件審査の申立てを行ったもので、その理由とするところを審査申立書に従って要約すると、次のとおりである。

本件選挙の当選結果が変わる可能性があるため、票を数え直すべきである。

裁 決 の 理 由

法第206条第2項に規定されている地方公共団体の議会の議員又は長の当選の効力に関する審査の申立ては、同条第1項に規定されている異議の申出に係る市町村の選挙管理委員会の決定に「不服がある者」が行うことができる。なお、第一審たる異議の申出を提起しうる者が「その当選の効力に関し不服がある選挙人又は公職の候補者」に限られていることから、審査の申立てを提起しうる者も「不服がある選挙人又は公職の候補者」に限られる。また、選挙訴訟を提起しうる選挙人について、「選挙が選挙区ごとに行われるものであることに鑑み、その選挙区の選挙に参加しうる権利を有する者にその結果の違法を主張する途を与え、もって選挙に関する法規の適用の客観的適正を期している」（昭和39年2月26日最高裁判所大法廷判決）とされている。

この趣旨に照らせば、「選挙人又は公職の候補者」とは、当該選挙区に所属する選挙人又は当該選挙に係る公職の候補者に限られると解するのが相当である。

審査申立書からはその事実を認めることができなかったことから、法第216条2項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定に基づき、申立人に対し補正を求め、申立人が選挙人又は公職の候補者であることが確認できる事実の回答を求めたが、当該事実に関する回答はなかった。また、当委員会において、申立人の選挙人名簿登録等の状況に関し調査したところ、申立人は、本件選挙の選挙人ではなく、また、公職の候補者でもないため、法第206条第1項の「選挙人又は公職の候補者」に該当しないことが確認された。

以上により、申立人による本件審査の申立ては不適法である。

よって、当委員会は、法第216条2項において準用する行政不服審査法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和8年7月9日

鳥取県選挙管理委員会

委員長 藤 村 実 千 子